

11 規則別表第1の5の項のウ及びエに掲げる事業（以下「火力発電所設置事業」という。）

影響要因の区分 環境要素の区分 (細区分)			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用								
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬	に用いる車両等の運行	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設の存在	施設の稼働				資材等の搬出入	廃棄物の発生	
							排ガス	排水	温排水	機械の稼働				
環境の自然構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			○				○		
			硫黄酸化物					○						
			浮遊粒子状物質					○						
			石炭粉じん					○				○		
			粉じん等	○	○	○		○					○	
		有害物質等					○							
		騒音	騒音	○	○						○	○		
		振動	振動	○	○						○	○		
		低周波音	低周波音								○			
	水環境	水質	水の濁り	○		○								
			水の汚れ						○					
			富栄養化						○					
			水温							○				
			有害物質等						○					
底質		有害物質等	○											
その他	流向及び流速					○		○						
土壤に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質									○			
生物の多様性の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	○	○	○	○								
		海域に生息する動物	○	○	○	○			○					
	植物	重要な種及び群落（海域に生育するものを除く。）				○	○							
		海域に生育する植物				○	○		○					
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○								
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観										○		
	人と自然の触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○								○		
環境への負荷の程度に評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物				○							○	
		建設工事に伴う副産物				○								
	温室効果ガス等	二酸化炭素						○						
一般環境中の放射線物質について評価されるべき環境要素	放射線の量		○※	○※	○※									

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる火力発電所設置事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - ア 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - イ 建設機械の稼働として、浚渫工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
 - ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
 - エ 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有する。
 - オ 燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油、副生ガス、バイオマス燃料がある。
 - カ 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する。
 - キ 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。
 - ク 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転がある。
 - ケ 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の購入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。
 - コ 発電設備から産業廃棄物が発生する。